

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県教育委員会教育長 照井 崇

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和55年岩手県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校以外の教育機関の長共通委任事項)</p> <p>第2条 学校以外の教育機関の長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>使用の許可の期間が1週間以内又は使用部分が極めて小部分の場合における教育財産の使用の許可に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(図書館長委任事項)</p> <p>第5条 図書館長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>入館を制限し、又は入館した者に対し退去を命ずること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(博物館長委任事項)</p> <p>第6条 博物館長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>入館の許可をし、又はその許可に条件を付すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2号の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは退去を命ずること。</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>(学校以外の教育機関の長共通委任事項)</p> <p>第2条 学校以外の教育機関の長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教育財産の使用の許可に関すること（重要かつ異例に属することを除く。）。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(図書館長委任事項)</p> <p>第5条 図書館長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>調査研究室の利用の許可をし、又はその許可に条件を付すること。</u></p> <p>(4) <u>図書館資料の複写、撮影等の許可をし、又はその許可に条件を付すること。</u></p> <p>(5) <u>前2号の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは退去を命ずること。</u></p> <p>(6) <u>図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）第6条各号に掲げる行為をし、又は当該行為をするおそれのある者に対し、退去を命ずること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(博物館長委任事項)</p> <p>第6条 博物館長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>臨時の休館又は開館の承認に関すること。</u></p> <p>(2) <u>臨時の開館時間及び入館時間の変更の承認に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>前号の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは退去を命ずること。</u></p> <p>(5) [略]</p>

<p>(美術館長委任事項)</p> <p>第7条 美術館長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>美術品及び美術に関する資料(以下「美術品等」という)の観覧の許可をし、又はその許可に条件を付すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2号</u>の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは退去を命ずること。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(美術館長委任事項)</p> <p>第7条 美術館長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>臨時の休館又は開館の承認に関すること。</u></p> <p>(2) <u>臨時の開館時間及び入館時間の変更の承認に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>前号の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは退去を命ずること。</u></p> <p>(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。